

台風の接近における気象警報発令時の対応について

1 台風接近時における気象警報発令時の対応について

午前6時30分の段階で、鳥取地方気象台より各警報が発令されている場合、小学校・中学校・義務教育学校は臨時休校とする。給食も中止する。

鳥取市教育委員会学校教育課

※各警報とは、「大雨特別警報・暴風雨特別警報」「大雨警報・洪水警報・暴風警報」

※温帯低気圧に変わった際の警報発令の場合は、状況を見て判断する。

※上記の警報が臨時休校の翌日以降まで延長される場合は、一律に臨時休校とはせず、校長が系統の発令内容と地域の状況を判断し、市教委と協議の上休業日とすることもある。

※台風の接近に限らず、特別警報が発令される等の状況によっては市教委が対応を指示する場合もある。

2 確認の方法・・・河原町の場合

○午前6時30分段階の防災無線

○まち comi メール（登録されていない方には学校又は担任より電話連絡）

○午前6時30分段階でテレビやホームページ等（鳥取地方気象台・気象庁など）で確認

3 臨時休校の場合の留意点

①臨時休校の場合、児童が家庭で安全に生活できるようご配慮をお願いいたします。

②臨時休校の場合、放課後児童クラブは開設されません。

4 留意点

①各家庭でも、気象情報に特に留意し、児童の外出を極力控えさせてください。また、子どもだけの外出は禁止してください。

②河川が増水する危険性があります。児童が河川に絶対に近づかないようにしてください。

③降雨量によっては山崩れや崖崩れの恐れがあります。児童が山に絶対に近づかないようにしてください。

④児童登校後に警報が発令された際は、状況をみながら早めに集団下校をしたり、迎えをお願いしたりすることも想定されます。

児童の安全確保を第一に対応していきます。